

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	後期高齢者医療に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

上尾市は、後期高齢者医療に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

後期高齢者医療保険関係事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

上尾市長

公表日

令和6年3月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療に関する事務
②事務の概要	<p>高齢者の医療の確保に関する法律及び埼玉県後期高齢者医療広域連合規約等に基づき、被保険者の資格管理、保険料賦課管理、収納管理、滞納整理、医療給付に関する申請及び届出の受付、被保険者証及び減額認定証発行等の事務を行う。</p> <p>なお、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)の規定により、以下の事務において特定個人情報を取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付 ・被保険者証及び資格証明書の引渡し ・被保険者証及び資格証明書の返還の受付 ・医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し ・保険料賦課の算定に必要な要件の情報照会 ・保険料に関する申請の受付 ・保険料の徴収 ・公的給付に対する公金受取口座情報に関する事務(保険料を還付する必要がある被保険者の公金受取口座情報を、本人の同意に基づき、情報照会により取得する)
③システムの名称	後期高齢システム、宛名管理システム、収納管理システム、口座管理システム、滞納管理システム、住民基本台帳ネットワークシステム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、後期高齢者医療広域連合電算処理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
1.保険料情報ファイル 2.保険料期割情報ファイル 3.特別徴収基本ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項、別表第一の59の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第46条 ・上尾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号、別表第二(第82、83項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第43条の2の2 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のため預貯金口座の登録等に関する法律第2条第2項、第9条 <p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号、別表第二(第80、83項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第43条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部 保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 総務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民生活部 保険年金課

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年12月28日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年12月28日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月28日	所属長の変更	保険年金課長 鮎谷 浩	保険年金課長 加藤 浩章	事前	人事異動に伴う変更
平成27年12月28日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成26年12月17日時点	平成27年11月1日時点	事後	判定基準日の見直し
平成27年12月28日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	平成26年12月17日時点	平成27年11月1日時点	事後	判定基準日の見直し
平成28年7月22日	法令上の根拠	・番号法第9条第1項、別表第一の59の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第46条	・番号法第9条第1項、別表第一の59の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第46条 ・上尾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	事後	記載の追加
平成28年7月22日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成27年11月1日時点	平成28年7月1日時点	事後	判定基準日の見直し
平成28年7月22日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	平成27年11月1日時点	平成28年7月1日時点	事後	判定基準日の見直し
平成29年3月31日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成28年7月1日時点	平成29年3月31日時点	事前	記載の変更
平成29年3月31日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	平成28年7月1日時点	平成29年3月31日時点	事前	記載の変更
平成29年3月31日	③システムの名称	後期高齢システム、高額介護合算システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ	後期高齢システム、住民基本台帳ネットワークシステム、	事前	記載の変更
平成29年3月31日	①実施の有無	実施する	実施しない	事前	記載の変更
平成29年3月31日	②法令上の根拠	・番号法第19条7号 【情報提供の根拠】 ・番号法別表第二の80の項及び83の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第43条		事前	記載の変更
平成29年6月1日	所属長の変更	保険年金課長 加藤 浩章	保険年金課長 戸國 健一	事後	人事異動に伴う変更
平成29年6月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成29年3月31日時点	平成29年6月1日時点	事前	判定基準日の見直し
平成29年6月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	平成29年3月31日時点	平成29年6月1日時点	事前	判定基準日の見直し
平成30年2月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成29年6月1日時点	平成30年2月1日時点	事前	判定基準日の見直し
平成30年2月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	平成29年6月1日時点	平成30年2月1日時点	事前	判定基準日の見直し
平成30年2月1日	③システムの名称	後期高齢システム、住民基本台帳ネットワークシステム	後期高齢システム、住民基本台帳ネットワークシステム、宛名管理システム	事前	利用システムの追加
平成30年4月2日	所属長	保険年金課長 戸國 健一	保険年金課長 岡野 孝史	事後	人事異動に伴う変更
平成31年4月1日	所属長	保険年金課長 岡野 孝史	課長	事後	PIA様式の変更
平成31年4月1日	しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年2月1日時点	平成31年4月1日時点	事前	判定基準日の見直し
平成31年4月1日	しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年2月1日時点	平成31年4月1日時点	事前	判定基準日の見直し
平成31年4月1日	IV リスク対策	項目なし	リスク対策の追加	事前	評価項目の追加
令和1年11月29日	しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和元年11月29日時点	事前	判定基準日の見直し
令和1年11月29日	しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和元年11月29日時点	事前	判定基準日の見直し
令和3年1月5日	しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和元年11月29日時点	令和3年1月5日時点	事前	判定基準日の見直し
令和4年1月4日	しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年1月5日時点	令和3年12月28日時点	事前	判定基準日の見直し
令和4年1月4日	①実施の有無	実施しない	実施する	事前	新たに情報照会を行う事務の追加
令和4年1月4日	②法令上の根拠		【情報照会の根拠】 高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの(82)	事前	新たに情報照会を行う事務の追加
令和4年1月4日	6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	接続しない(入手)	接続する	事前	新たに情報照会を行う事務の追加
令和4年1月4日	不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事前	新たに情報照会を行う事務の追加